

(平成24年9月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 3 件 |
| 厚生年金関係 | 3 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 2 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和35年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年2月1日から同年3月1日まで

昭和35年2月又は3月にA社C本社から同社D出張所へ転勤したが、申立期間も継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の回答から、申立人がA社に継続して勤務し（A社C本社から同社D出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社（D出張所）は昭和35年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日まで同社（C本社）において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和35年1月の記録から7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人と同時期に、A社C本社から同社D出張所に異動となった同僚7人についても、昭和35年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、申立人と同様に厚生年金保険加入記録に1か月の空白期間が生じていることから、事業主が同日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として社会保険事務所（当時）に届けたと推認され、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行

ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和34年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月21日から同年10月1日まで

昭和34年9月にA社B営業所から同社C営業所へ転勤したが、申立期間も継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び事業主が保管する労働者名簿から、申立人がA社に継続して勤務し（A社B営業所から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社C営業所は昭和34年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日まで同社B営業所において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B営業所における昭和34年8月の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から提出されたD公共職業安定所作成の「失業保険被保険者転出届受理通知書」によると、申立人の転勤年月日は昭和34年9月21日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として社会保険事務所に届けたと推認され、その結果、社会保険事務所は、申立人に

係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月31日から同年4月1日まで

昭和40年4月1日から平成11年1月31日までの期間においてA社に継続して勤務していたにもかかわらず、同社本社から同社C工場に転勤した時期が未加入期間となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び事業所から提出された在籍証明書から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和44年4月1日に、A社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和44年2月の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和44年4月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主はこれを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 54 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 54 年 9 月まで
結婚後すぐに夫の仕事の関係で転居した。その際に夫が、市役所で婚姻届とともに私の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を毎月納付していた。共同生活をしている私の国民年金保険料を払わずに自分のだけを払うということはありませんので、未納となっている私の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により昭和 61 年 10 月 29 日に払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらず、申立期間は 42 か月と長期間である上、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫は、納付していたはずだと主張する以外に国民年金保険料の納付額等に関する記憶は明確でない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 3 月、同年 12 月から 59 年 2 月までの期間及び 60 年 1 月から平成 3 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 53 年 3 月
②昭和 53 年 12 月から 59 年 2 月まで
③昭和 60 年 1 月から平成 3 年 3 月まで

申立期間については、国民年金保険料の未納期間とされているが、私が 20 歳になった昭和 53 年*月から、父親が、国民年金保険料を納付してくれていたと母親から聞いているため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 8 月 13 日に払い出されており、申立人は、この頃に国民年金に加入したものと推認できるが、この時点では、申立期間①、②及び③の一部（昭和 60 年 1 月から平成元年 6 月まで）の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人の父親が申立人の国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているが、申立人の父親については、既に死亡しておりその証言を得ることができない上、申立人及び申立人が「父親が、国民年金保険料を納付してくれていたと母親から聞いている。」としているその母親は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人及びその母親に聴取しても、国民年金保険料の納付についての具体的な状況が不明である。

さらに、申立期間は合計で 139 か月であり、これほどの長期間にわたり行政の記録管理に誤りが生じ続けるとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。